

○湯梨浜町上下水道料金検討委員会設置要綱

平成29年6月13日

訓令第8号

(設置)

第1条 湯梨浜町における適正な水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「料金」という。）を検討するため、湯梨浜町上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、適正な料金を設定するために必要な事項について検討し、町長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、適正な料金に関し学識経験を有する者その他、町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、適正な料金の検討設定が終了するまでとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議に、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設水道課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。